

財団法人オホーツク地域振興機構 賛助会員要綱（案）

（目的）

第1条 本会則は、財団法人オホーツク地域振興機構（以下「オホーツク財団」という。）の賛助会員（以下「会員」という。）に関する事項を定める。

（会員）

第2条 会員は、オホーツク財団の目的、活動に賛同して入会する企業、団体、及び個人とする。また、出捐団体については、特別会員とする。

（会費及び会計年度）

第3条 会員の会費は次のとおりとする。一度納入された会費は返金しない。オホーツク財団の事業開始の4月に年会費（4月から翌年の3月まで）を前納とする。年度途中においての会費は、入会した月から翌年の3月までを一括前納とする。

(1) 企業・団体会員：年会費 12,000円 （月額 1,000円）

(2) 個人会員：年会費 6,000円 （月額 500円）

2 会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は、平成24年8月27日より施行する。